

## 指名停止の状況

業者名	本店所在地	指名停止の期間	該当事項	指名停止の理由
(株)大林組	大阪市	平成19年7月11日から平成19年11月10日(4ヶ月)	「工事等の契約に係る指名停止等の取扱要領」第2条第1項及び別表第2第3号(贈賄)及び別表第2第9号(競売入札妨害又は談合)及び第4条第1項	(株)大林組元常務執行役員は、平成17年11月に行われた大阪府枚方市発注の清掃工場建設工事の入札において談合を行っていたとして、平成19年5月29日、大阪地検特捜部に談合容疑で逮捕され、6月4日には、当該業者の別の顧問も談合容疑で逮捕された。また、平成19年6月22日には、元常務執行役員が、元枚方市議会議員に対する贈賄の容疑で再逮捕された。

(参考)

「工事等の契約に係る指名停止等の取扱要領」第2条第1項及び別表第2第3号(贈賄)

指名停止要件	期間
(贈賄) 3 次のイ又はロに掲げる者が愛知県、岐阜県及び三重県の(当該部局の所管する)区域外の他の公共機関の役職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 代表役員等 ロ 一般役員等	逮捕又は公訴を知った日から  3か月以上9か月以内 1か月以上3か月以内

「工事等の契約に係る指名停止等の取扱要領」第2条第1項及び別表第2第9号(競売入札妨害又は談合)

指名停止要件	期間
(競売入札妨害又は談合)  9 有資格業者の一般役員等が愛知県、岐阜県及び三重県の区域外において競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から 1か月以上12か月以内

(指名停止の期間の特例)

第4条

有資格業者が一の事案により別表各号に掲げる指名停止要件の二以上に該当したときは、当該指名停止要件ごとに定める期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。